

猪情公審答申第2号

令和3年3月26日

猪名川町長 福田 長治 様

猪名川町情報公開審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月20日付猪企第10号で諮問された、非公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

# 答 申 書

## 1 審査会の結論

令和2年12月23日付、猪情第19号の2で猪名川町長（以下「実施機関」という。）が行った「令和2年12月11日の猪名川町議会で行われた一般質問における町が作成した事前答弁集」の非公開とした決定（以下「本件決定」という。）は、情報公開請求並びに審査請求の時期等を総合的に判断した結果、妥当である。ただし、本件決定は会議録の公表以前における決定であり、会議録の公表後にあつては、口述書である答弁案は原則全文を公開すべきである。

## 2 審査請求に係る経緯

令和2年12月14日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規程により公開請求を行った。

令和2年12月23日 実施機関は、条例第7条の規程により本件決定を行い、その旨を令和2年12月23日に審査請求人に通知した。

〃 同日付で審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求に係る処分の内容

令和2年12月23日付け猪情第19号の2で審査請求人に対して行った非公開決定処分

## 4 審査請求の要旨及び理由

### (1) 審査請求の要旨

上記の決定を取り消し、公開決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

本件決定において公開しないこととされた情報は、非公開情報に該当しないため。

## 5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、令和2年12月議会の一般質問通告書に対する答弁の際に、答弁を円滑

に行うための原稿として使用することを目的とし、事前に質問及び答弁の内容等を想定して作成された答弁案である。

議場における答弁は、地方自治法第115条第1項に基づく議事公開の原則の元で述べられており、その内容は、同法第123条に基づいて作成された会議録に記載され、住民からの閲覧請求に応じて公開がなされていることから、会議録こそが唯一、確定した公的見解を記載した公文書といえる。

一方、本件公文書は上述したとおりの原稿の性質であり、説明員は、質問議員の発言内容を確認したうえで、質問の趣旨に沿った答弁を行うため、会議録に記載される議場での答弁とは必ずしも一致しない。

したがって、本件公文書は、町の機関内部又は機関相互間における意思形成過程の途中段階の一案に過ぎず、議場における答弁とは全く性格が異なる未確定な情報が記載されたものである。

法に定める会議録に公的見解が記載され、公開されているにもかかわらず、これとは異なる未確定な答弁案が開示された場合、答弁案の内容が確定された公的見解であると誤解され、住民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがある。その結果、当該答弁案の内容に係る実施機関の各課の事業について、今後の公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるおそれがある。

したがって猪名川町情報公開条例第9条第3号に該当するものであり非公開は妥当である。

なお、本件公文書が一部の議員に事前に手渡されたと、審査請求人が主張する件については、実施機関として全く承知していないため意見はない。

## 6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、審査請求書及び反論書により次のとおりである。

本件公文書は、大量の人員、時間、労力が投入され、答弁することを前提に作成された答弁案であり公開できない理由はない。

平成6年2月8日最高裁第三小法廷の判例では、「本件情報が公開されることにより、直ちに当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは信じがたい」との判決がなされている。その判断基礎は「判断を可能にする程度に具体的な事実を主張、立証しない限り、本件文書の公開による前記のようなおそれがあると断ずることはできない」とし、非公開とした上告人の説明不足、立証不足を挙げている。

ひるがえって本件決定は、実施機関が町議会議員より、事前通告を受け作成した答弁案を個別に吟味することなく、全文非公開としており、この決定は上記最高裁が示した「原則公開」の判決に反していることは明らかである。さらに、令和2年12月11日の町議会においては、9名の議員が通告したおそらく9割以上の内容が、実際に議場で質問答弁がなされており、実際に答弁した内容まで非公開とした実施機関の判断も、同最高裁判決が示す説明責任を果たしていないことは明らかである。

また、実施機関は本件公文書を一部議員に対し、事前に手渡しており、さらには令和2年9月議会までは、議会広報誌の記事作成のため、同種の答弁案を質問後に町議会議員に公開している。今回の非公開決定の理由として、実施機関は未確定な見解を公開することで、今後の公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるとしているが、町議会議員に公開している上記2例からも、支障が生じるとの主張は矛盾しており、公開することで、その恐れがないことは明らかである。

仮に未確定な見解が流布することで、町業務に支障が生じるとすれば、一部の議員に答弁案を手渡している町職員は重大な情報漏洩を行い、町業務の公正かつ適切な執行を妨害しているため、実施機関は調査し漏洩した職員を処罰すべきである。

## 7 審査会の判断

本件審査請求において、実施機関は、本件公文書が開示されることで、公的見解との齟齬により、住民に混乱を与えるおそれがあり、今後の公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるため、本件公文書の全てが、意思形成過程情報であると主張している。また、審査請求人は、本件公文書は、公開を前提としており、かつ本件決定が最高裁判決である「原則公開」に反していると主張している。さらに、審査請求人は、本件公文書が事前に一部議員に渡っていたことについて、服務規程違反を主張している。

以下、両者の主張及び、条例に基づく不開示情報の該当性について整理する。

### (1) 実施機関の主張について

実施機関は、議会における公的見解は議会終了後に作成・公開される会議録であり、実際に発言のなかった内容を含む、本件公文書である答弁案を開示することで、本来生じえない誤解が発生するおそれがあると主張している。

また、猪名川町議会傍聴規則及び猪名川町議会規則において、傍聴人による録音等の禁止、あるいは文書による質問を認めた規定がないことから、本件公文書が開示されることは、議会における諸規定との整合性が保たれなくなるのみならず、議会の言論主義を没却させる事態が懸念されると主張している。

実施機関の主張のとおり、関係規則との照合により、会議録が公的見解であることは認められる。しかしながら、本件公文書である答弁案の内容について見分したところ、答弁案は口述書であり、さらに公開を前提とした内容であるため、むしろ会議録という公的見解である会議録が公開される以上、本件公文書を開示したことにより、著しい支障が生じるとは言い切れない。

また、会議録が存在することにより、あくまで答弁案は「案」であるに過ぎず、実施機関が主張する、議会制度の意義や整合性が保たれないとまでは言い切れない。

実施機関は、住民の混乱が生じると主張するが、上述のとおり、案にすぎない情報がいたずらに流布され、住民に混乱が生じた場合においても、実施機関の責任ではなく、不適切な情報を発信した者の責任であるといえる。実施機関は、住民に公的見解を丁寧に説明する責任があり、また情報公開制度に則り、その都度、合理的な判断により情報を開示する責任がある。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、答弁を前提として作成された本件公文書は、公開を前提としており、開示できない理由はないと主張している。また、審査請求人が主張する「原則公開」について、本件公文書の内容を吟味することなく、非開示とすることは、最高裁の判決に反すると主張している。

さらに、本件公文書が、事前に漏洩していたことへの、服務規程違反を主張している。

実施機関の主張で整理したとおり、本件公文書である答弁案は口述書であり、公開を前提としたとの見解について、審査請求人の主張は認められる。

次に「原則公開」に反するとの主張について、本件公文書を吟味するためには、発言の有無などの確認のため、公的見解である会議録をもって行う必要がある。審査請求人が情報公開を請求した時点において、会議録が作成・公表されていないため、公的見解と照合できる状況にはなかったことを確認した。

最後に、服務規程違反にかかる主張について、審査会は、本町情報公開条例第12条の2に基づき受けた諮問に対し、審査請求を受けた決定処分が、妥当か否かの審査を行う機関であるため、審査に属する事項ではないと判断する。

## (3) 意思形成過程情報（条例第9条3号該当性について）

非開示決定の理由とされた、条例第9条3号の該当性について検討する。同号は、町の機関内部若しくは機関相互間または町の機関と国等との間における審議、検討、調査、企画、研究等に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報は適用除

外事項とするものである。

本件公文書には、町議会一般質問における事前通告に対する答弁として、「表題」、「質問者」、「質問項目」そして答弁案である「口述」が記載されている。これらの内容自体は、上述の整理のとおり、公的見解がある以上、開示することで著しい支障があるとは言い切れない。公開請求がなされた時点においては、公的見解である会議録が作成されていないことを確認しており、本件公文書は意思形成過程の情報であるといえる。

よって、条例第9条3号により非開示決定とした実施機関の決定は妥当であるといえるが、公的見解である会議録の作成されたのちについては、この限りではなくその全文を公開すべきである。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 1月20日	諮問書の受理、弁明書の受理
令和3年 1月26日	諮問案件の審議（審査請求内容の確認）
令和3年 2月 1日	諮問案件の審議（口頭意見陳述の実施確認）
令和3年 2月10日	口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和3年 3月15日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和3年 3月26日	答申

## 9 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	井上 佐江子
委 員	住野 敦浩